

ビジネス著作権検定® 初級問題集 改訂内容のご案内

『ビジネス著作権検定 初級問題集(第10版第1刷発行日:2020年5月11日)』の記載内容のうち、以下の法改正に伴い、変更になった箇所があります。詳しくは、<改訂内容対応表>にまとめましたので、内容を置き換えて学習をしてください。

- ・2020年4月1日施行「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に伴う著作権法改正
- ・2020年4月28日施行「著作権法の一部を改正する法律」
- ・2021年1月1日施行「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」に伴う著作権法改正

※なお、詳細は文化庁サイト(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/index.html>)をご確認ください。

<改訂内容対応表>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第10版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 52 問題30	未公表の著作物を公表するかどうかを決定することができる権利を公表権(18条)という。また、著作者は著作物をいかがわしい看板などに利用されない <u>名誉・声望を保持する権利を持つ(113条11項)</u> 。これらの権利は、他人に譲渡することができないとされる(59条)。 以上より、正答はアとなる。	未公表の著作物を公表するかどうかを決定することができる権利を公表権(18条)という。また、著作者は著作物をいかがわしい看板などに利用されない <u>名誉・声望を保持する権利を持つ(113条7項)</u> 。これらの権利は、他人に譲渡することができないとされる(59条)。 以上より、正答はアとなる。
練習問題 正答・解説 p. 52 【関連条文】 <著作権法第113条11項>	<著作権法第113条11項> 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。	<著作権法第113条7項> 著作者の名誉又は声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなす。
練習問題 正答・解説 p. 62~63 問題58	アについて、私的使用のための複製であれば、原則として著作物を無断で複製することができる(30条)。ただし、例外が定められている(<u>30条1項1号~4号</u>)ので、すべての複製が許されるわけではない。	アについて、私的使用のための複製であれば、原則として著作物を無断で複製することができる(30条)。ただし、例外が定められている(30条1項1号、同2号、同3号)ので、すべての複製が許されるわけではない。

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第10版第1刷)内容
<p>練習問題 正答・解説 p. 63 【関連条文】 < 著作権法第30条 ></p>	<p>< 著作権法第30条 > 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <p>一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合</p> <p>二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変<u>その他の当該信号の効果を妨げる行為(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約によるものを除く。)</u>を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすること(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。)をいう。<u>第百十三条第七項並びに第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)</u>により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合</p> <p>三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画(以下この号及び次項において「<u>特定侵害録音録画</u>」という。)を特定侵害録音録画であることを知りながら行う場合</p> <p>四 著作権(第二十八条に規定する権利(翻訳<u>以外の方法により創作された二次的著作物に係るものに限る。)</u>を除く。以下この号において 同じ。)を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の複製(録音及び録画を除く。以下この号において同じ。)(当該著作権に係る著作物のうち当該複製がされる部分の占める割合、当該部分が自動公衆送信される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものを除く。以下この号及び次項において「<u>特定侵害複製</u>」という。)を、特定侵害複製であることを知りながら行う場合(当該著作物の種類及び用途並びに当該特定侵害複製の態様に照らし著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く。)</p>	<p>< 著作権法第30条 > 著作権の目的となつている著作物(以下この款において単に「著作物」という。)は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること(以下「私的使用」という。)を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。</p> <p>一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。)を用いて複製する場合</p> <p>二 技術的保護手段の回避(第二条第一項第二十号に規定する信号の除去若しくは改変(記録又は送信の方式の変換に伴う技術的な制約による除去又は改変を除く。))を行うこと又は同号に規定する特定の変換を必要とするよう変換された著作物、実演、レコード若しくは放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の復元(著作権等を有する者の意思に基づいて行われるものを除く。))を行うことにより、当該技術的保護手段によつて防止される行為を可能とし、又は当該技術的保護手段によつて抑止される行為の結果に障害を生じないようにすることをいう。第百二十条の二第一号及び第二号において同じ。)により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合</p> <p>三 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合</p> <p>(新設)</p>

該当箇所	改訂内容(下線部分)	初級問題集(第10版第1刷)内容
練習問題 正答・解説 p. 68～ 【関連条文】 <同条3項>	<同条3項> <u>利用権(第一項の許諾に係る著作物を前項の規定により利用することができる権利をいう。次条において同じ。)</u> は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。	<同条3項> 第一項の許諾に係る著作物を利用する権利は、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない。
練習問題 正答・解説 p. 71 【関連条文】 <著作権法第119条2項>	<著作権法第119条2項> 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三條第八項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)	<著作権法第119条2項> 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 一 著作者人格権又は実演家人格権を侵害した者(第百十三條第四項の規定により著作者人格権又は実演家人格権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く。)
練習問題 正答・解説 p. 71 【関連条文】 <著作権法第119条1項>	<著作権法第119条1項> 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十條第一項(第百二條第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、 <u>第百十三條第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十條の二第五号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三條第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。)</u> は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	<著作権法第119条1項> 著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者(第三十條第一項(第百二條第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に定める私的使用の目的をもって自ら著作物若しくは実演等の複製を行つた者、 <u>第百十三條第三項の規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、同条第四項の規定により著作権若しくは著作隣接権(同条第五項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十條の二第三号において同じ。))を侵害する行為とみなされる行為を行つた者、第百十三條第六項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者又は次項第三号若しくは第四号に掲げる者を除く。)</u> は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

以上